

令和8年1月20日
練馬区地域文化部
文化・生涯学習課

文化芸術事業等広報支援業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、文化芸術事業等広報支援業務委託についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 文化芸術事業等広報支援業務委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和9年3月31日(水)
※ ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、その後最高3年(更新2回)の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 別紙1「仕様書」のとおり
- (4) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (5) 概算経費 2,986,500円（税込）（令和8年度委託費）
※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※ 本経費は、令和8年第一回練馬区議会定例会において令和8年度予算が成立し、配当された時に効力を生ずるものとする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基

づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。
ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。) にある者。

4 選定方法

4-1 日程

募集要領等の公表	令和8年1月20日（火）
質問受付期限	令和8年2月3日（火）
質問回答日	令和8年2月13日（金）
参加希望届提出期限	令和8年2月18日（水）午後5時
提案書類提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時
一次審査 結果通知	令和8年3月16日（月）※予定
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年3月25日（水）午後
二次審査 結果通知	令和8年3月30日（月）※予定

4-2 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式1）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期限 令和8年2月3日（火）
※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
※ メールの件名は、「【質問】練馬区文化芸術広報支援に係るプロポーザルへの質問について」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区地域文化部文化・生涯学習課文化芸術担当係
(担当) 大澤・井上
メールアドレス BUNKASHOUGAI@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 受け付けた質問について、事業者名を伏せた上で、令和8年2月13日（金）に区ホームページにて回答する。

4-3 応募方法

参加を希望するものは「参加希望届（様式2）」「会社概要（様式3）」（パンフレットでも可）を以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期限 令和8年2月18日（水）午後5時
- (2) 受付方法 窓口受付（平日午前9時～午後5時まで）または郵送（当日必着）
※ 窓口受付の場合は事前に連絡の上来庁すること。
※ 郵便事故等の対応は受け付けない。
- (3) 受付場所 練馬区地域文化部文化・生涯学習課文化芸術担当係
(担当) 大澤・井上
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎8階
電話 03-5984-1358

- (4) その他 会社概要（パンフレットでも可）は8部提出すること。
希望届提出後、応募を取り下げる場合は「辞退届（様式4）」を上記担当宛に提出すること。

4－4 提案書等の提出

- 参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。
- (1) 受付期限 令和8年2月27日（金）午後5時
 - (2) 提出方法 提出書類の原本もしくは正本を提出場所に持参または郵送し、写しをメールで送付すること。
 - ※ 窓口受付の場合は事前に連絡の上来庁すること。
 - ※ 郵便事故等の対応は受け付けない。
 - (3) 提出場所 窓口受付（平日午前9時～午後5時まで）または郵送（当日必着）

練馬区地域文化部文化・生涯学習課文化芸術担当係
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎8階
電話 03-5984-1358
メールアドレス BUNKASHOUGAI@city.nerima.tokyo.jp
 - (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

	提出書類	原本 もしくは 正本	写し
事業提案に 関する書類	受託実績申告書（様式5）	1部	電子 データ
	業務実施体制（様式6）	1部	
	業務担当者における広報業務の実績（様式7）	1部	
	企画提案書	1部	
	見積書および見積書内訳（任意様式）	1部	
法人の資格等に 関する書類	直近の決算に係る財務諸表（貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー計算書）	1部	電子 データ
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	1部	
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1部	
	法人税・消費税の納税証明書、法人事業税の納税証明書（写しでも可）	1部	

- (5) 注意事項
- ア 原本もしくは正本で構成された1セットを左綴じのA4判サイズにまとめること。
A3判用紙を使用する場合は折り返して綴じこみ、広げられるようにすること。また綴じる順番は上記表の順番とする。
 - イ 写しは、原本もしくは正本と同じ順番で、PDF形式で1つのファイルにまとめ、電子メールで送信すること。ただし、メールでの送信が難しい場合には、CD-R等の電子

記録媒体により持参すること。（メールの最大受信サイズの目安：約10MB）

ウ 受付期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

4－5 提案書作成にあたって

提案書は下表に従った構成とする。各項目の表題・目次の見出しについても同じ表記とすること。なお、作成にあたっては別紙1「仕様書」を必ず参照すること。

No.	項目	記載内容・記載上の留意事項
1	取組方針	<ul style="list-style-type: none">・仕様書の事業目的を踏まえ、貴社が考える本事業における課題認識および目指す方向性を示すこと。また、それを実行する上での貴社の特徴、強みを示すこと。
2	事業提案	<ul style="list-style-type: none">・仕様書「5 委託内容」の(1)について適切な実践方法を提案すること。・仕様書「5 委託内容」の(2)について実現可能かつ具体性のある提案をすること。 <p>※上記の提案にあたっては、区内の文化芸術資源（人物、イベント、施設等）の活用も踏まえて記載すること。</p> <p><u>・過去、貴社で作成したSNSの投稿記事等実績がわかるもの（画像等）を入れること。</u></p>
3	スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度の事業実施スケジュールを記載すること。

4－6 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年3月16日（月）までに書面により通知する。

4－7 二次審査

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを以下のとおり行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

(1) 実施日

「4 選定方法 4－1 日程」に記載のとおり

(2) 選考時間

1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

(3) 説明者等

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とすること。

なお、参加者は会場の都合上、説明者を含めて3名までとする。

(4) 説明内容・説明方法

- ア 提案書の内容のプレゼンテーションを行うこと。
- イ パワーポイント等をモニターに写してプレゼンテーションを行うことは可とする。
その際、モニターとHDMIケーブル（1本）は区で用意するが、その他の必要な機器（パソコン等）は提案事業者が用意をする。
- ウ プrezentation時に新たな資料を配布することは不可とする。ただし、提案書で示す過去に制作した動画等を流すことは可とする。
- エ プrezentation時に使用するパワーポイント等は提出した提案書と同様のもとのとすること。

(5) 審査結果

審査結果は令和8年3月30日（月）までに書面により通知する。

4－8 評価項目

評価項目については下表のとおり。

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報業務の実績 ・官公庁との契約実績 ・類似業務の実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・担当者の類似業務の経験・実績
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・委託内容の理解度 ・提案内容の具体性、独自性、実現性、戦略性
プレゼンテーション ・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明、受け答えの的確性、説得力、受託への意欲、熱意

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者と区との協議が整わなかった場合、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、別紙2「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 提案内容については、提案者は著作権等の権利を主張しないものとする。
- (9) 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区地域文化部文化・生涯学習課文化芸術担当係 （担当）大澤・井上
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎8階
電話 03-5984-1358 FAX 03-5984-1228
メールアドレス BUNKASHOUGAI@city.nerima.tokyo.jp